

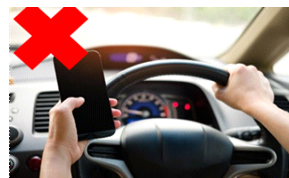
## 『ながら運転』 厳罰化について

全国的に携帯電話使用中の重大事故が相次いだことを受け、運転中の携帯電話使用の罰則が強化されます。

道路交通法改正により、**本年12月1日**から運転中の携帯電話使用の罰則が強化されます。

### ○携帯電話使用等【保持】：運転中の携帯電話の使用や画面を注視する違反

- ・ 5万円以下の罰金から、**6ヶ月以下の懲役または10万円以下の罰金に引き上げ**  
違反点数を現行の1点から**3点に引き上げ**



- ・ 反則切符適用の場合

<b>違反点数</b>	1点→ <b>3点</b>
<b>反則金</b>	大型車 7千円→ <b>2万5千円</b>
	普通車 6千円→ <b>1万8千円</b>
	二輪車 6千円→ <b>1万5千円</b>
	原付車 5千円→ <b>1万2千円</b>

### ○携帯電話使用等【交通の危険】：通話や注視により交通事故を発生させるなど交通の危険を生じさせる違反

- ・ **違反点数 2点→6点**
- ・ 「3月以下の懲役又は5万円以下の罰金」→「**1年以下の懲役又は30万円以下の罰金**」  
運転中にスマートフォンなどを使用して交通事故を発生させるなど交通の危険を生じさせた場合、違反点数6点となるため、即、免許の停止処分を受けることとなります

運転中にスマートフォンなどをどうしても使用しなければいけない時は、必ず安全な場所に停止してから使用しましょう。